（参考様式１：軽微変更該当証明申請書　別紙）

**建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更の内容（住宅用途）**

 **[A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| 次の①から④に該当する変更□　①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更□　②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更□　③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）□　④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

 **[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]**

|  |
| --- |
| ・変更前のBEI＝　（　　　　　　）　≦　0.9 |
| ・変更内容は、①または②に該当する変更となる |
| * ①　床面積
 |
| 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10％を超えない増減 |
| ・変更前のUA値＝（　　　）≦（　　　）×0.9、変更前のηAC値＝（　　　）≦（　　　）×0.9 |
| □　②　外皮に係る変更で以下のいずれか |
| □　開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更□　変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更□　変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更□　基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

 **[C　エネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更]**

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| * 以下に該当しない変更

イ　建築物の用途の変更ロ　基準省令第１条第１項第２号イの基準を適用する場合における同号イ（１）の基準から（２）の基準への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更ハ　基準省令第１条第１項第２号ロの基準を適用する場合における同号ロ（１）の基準から（２）の基準への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更 |
| ・具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（注意）AからCまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。